

令和3年度決算における引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改定となり、地方消費税率も1.0%から1.7%（消費税換算）に改定されました。また、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に改定となり、地方消費税率も2.2%（消費税換算）に改定されました。引き上げ分に係る地方消費税分（社会保障財源分）については、社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する経費）を含む社会保障施策に要する経費の充実と安定化に充てるものとされています。

地方公共団体においては、引き上げ分の地方消費税収の充当について、総務省から予算説明書等での明示を求められています。この内容を踏まえ、地方消費税交付金のうち引き上げ相当分について、以下のとおりその用途を明確化します。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 2,290,632 千円

（歳出） 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 31,028,812 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県 支出金	市債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他	
社会 福祉	社会福祉事業	704,672	1,058	35,200	201	0	668,213
	障害者福祉事業	747,952	187,877	0	50,012	0	510,063
	高齢者福祉事業	95,275	3,620	0	10,050	0	81,605
	児童福祉事業	18,756,139	11,553,850	42,100	1,376,681	202,422	5,581,086
	生活保護扶助事業	2,589,410	1,912,752	0	31,554	0	645,104
	小計	22,893,448	13,659,157	77,300	1,468,498	202,422	7,486,071
社会 保険	介護保険事業	1,535,633	106,971	0	0	1,343,619	85,043
	国民健康保険事業	1,334,843	408,275	0	0	647,236	279,332
	小計	2,870,476	515,246	0	0	1,990,855	364,375
保健 衛生	高齢者医療事業	1,835,427	223,391	0	53,092	97,355	1,461,589
	乳幼児医療費助成事業	878,009	247,575	0	0	0	630,434
	母子福祉事業	488,290	112,688	0	0	0	375,602
	予防事業	1,822,466	33,433	16,800	5,256	0	1,766,977
	医療提供体制確保事業	240,696	4,234	0	15,349	0	221,113
	小計	5,264,888	621,321	16,800	73,697	97,355	4,455,715
合計	31,028,812	14,795,724	94,100	1,542,195	2,290,632	12,306,161	